

# 沖縄県学校図書館における雇用問題

## 兼任司書教諭制度の問題点と今後の望ましい 職員配置に関するアンケート調査

A Study on the Emploment System of the School Library in Okinawa

山口 真也  
(yamaguchi@okiu.ac.jp)

### 1. 研究の目的

沖縄県は、琉球政府時代から、学校教育における図書館の重要性への理解が深く、他府県に先駆けて専任図書館員(学校司書)を雇用してきた歴史を持つ。こうした恵まれた環境の中で、沖縄県の小中学校では盛んな読書指導、学習指導が実施されており<sup>1</sup>、他府県から訪れた見学者は学校図書館の活気に驚かされることも多いという<sup>2</sup>。

しかしながら、これまで沖縄県において学校図書館の運営を担ってきた「学校司書」という職務は、法的に明確な根拠を持つものではない。こうした問題は以前から指摘されていたが、近年の沖縄県の学校図書館では、2003年度からの司書教諭の配置義務化と行財政改革の影響を受けて、豊かな経験を持つ正規学校司書の他の部署(公共図書館・教育委員会等)への引き揚げや非正規職員への切り替え、さらには、非正規職員の労働時間の短縮や労働条件の悪化といった変化が生じているとも伝えられているのである<sup>3</sup>。

これまで沖縄県の学校司書が、事務職員という立場ながらも、読書指導や学習指導、利用指導などの教育的業務に従事してきたことを考えれば、学校図書館法の改正により、学校図書館へと教員である司書教諭が配置されることは必ずしも悪いことではない。しかし、現行の法律では、司書教諭は「充て職」として配置されるだけであり、授業やクラス担任、他の教務との兼任で図書館業務に従事しなければならない上に、授業時間数の軽減も法的には保障されていない<sup>4</sup>。こうした状況において、行財政改革や司書教諭の配置義務化を口実に、経験豊かな正規職員を公共図書館に引き揚げたり、正規職員の退職後のポストを非正規職員に切り替えたり、さらに、非正規職員の労働時間を削減したりすることは、学校図書館サービスの低下を招く恐れが非常に高いと考えられる。

筆者は、沖縄県図書館協会研究部会との協力の下で<sup>5</sup>、2005年8月から10月にかけて、司書教諭配置義務化以降の学校司書の雇用実態の変化と、今後の望ましい学校図書館員の雇用のあり方(職員配置)に関する学校司書の意見を明らかにするために、沖縄県の公立学校

(小中高校)に勤務する学校図書館員(学校司書)を対象とするアンケート調査を実施した。雇用状況の変化については、2005年12月に刊行された『沖縄県図書館協会誌』第9号において発表することができたが、今後の望ましい雇用のあり方に関する研究については、アンケートの回答期限から原稿の締め切りまでの時間が短く、また、アンケート回収率が低かったことから、10月の時点では十分な考察ができないと判断し、掲載を断念することになった。雇用体制に関する研究は、2006年末に刊行予定の『沖縄県図書館協会誌』第10号へ掲載することも考えたが、雇用状況の変化を分析する中で、すでに県内各地で学校司書の雇用状況が様々な形で変化していることが明らかとなったことから、望ましい雇用のあり方に対する学校司書の意見の集約が緊急の課題であると判断し、本紀要での報告を行うこととした。

全国に先駆けて学校司書を専任、正規配置してきた歴史を持つ沖縄県の学校図書館の今後の方向性を論じることは、沖縄県の図書館界、教育界だけでなく、全国の学校図書館に対して雇用モデルを提示することにもつながるだろう。学校司書へのアンケート調査の分析を通じて、望ましい雇用モデルに関する意見をまとめるとともに、沖縄県学校図書館の雇用問題における今後の課題を提示することが本研究の目的である。

## 2. 調査の方法と研究の背景

### 2.1 調査の実施方法

今回の研究では、沖縄県内の学校図書館に勤務する事務職員(学校司書)を対象として、アンケート調査を実施した。まず、筆者が作成したアンケート案をもとに、4名の学校司書(小学校1名、中学校2名、高校1名)にメールにて回答を依頼し、質問内容の分かりにくさや回答項目の不備についての意見を頂いた上で、沖縄県図書館協会研究部会にてアンケート用紙を完成させた。

沖縄県内の学校司書配置率は9割を超えているが<sup>6</sup>、へき地の小中学校では日替わりでの2校兼務などの勤務実態も確認されている。そこで、学校司書配置校を(可能な限り)特定し、小中高校あわせて453校にアンケート用紙と依頼文書を返信用封筒とともに2005年8月18日に発送することとした(依頼文書の日付は8月15日)。

調査用紙は、地方自治体に公務員として勤務する「正規職員用」と、臨時職員や嘱託職員、パート職員、PTA費雇用職員などの「非正規職員用」の2種

表1 回答者の所属学校と雇用身分

選択肢	正規	非正規	合計
小学校	80	35	115
中学校	52	20	72
高校	28	7	35
併設校	9	8	17
無回答	1	2	3
合計	170	72	242

類を準備し、それぞれの雇用身分に応じて記入していただくように依頼した。回答期限は、当初、2005年9月15日と設定したが、夏期休暇中の実施であったためか、学校によっては調査用紙が学校司書のもとに届かない等のトラブルもあったため、研究部会内の図書館司書や沖縄県小中学校司書研究会による呼びかけを実施して頂いた上で、10月下旬まで締め切りを延長し、2005年10月30日までに到着した242通を集計対象とすることとした(回答率は53.4%)。表1は、242名の回答者の雇用身分と所属学校をまとめたものである。

## 2.2 沖縄県学校図書館における雇用問題の特殊性

学校図書館における雇用モデルに関する調査結果を紹介する前に、現在の沖縄県の学校図書館が置かれている状況と雇用問題の実態をまとめておこう。

上述のように、沖縄県内の学校図書館は、学校図書館員(学校司書)の雇用面において、他府県とは比較にならないほどに恵まれた環境にある。事務職員の定数法の措置により、専任、正規図書館員の配置が容易であった県立高校図書館においては<sup>7</sup>、沖縄県と他府県の状況とはそれほど変わりはないと思われるが、沖縄県の場合は、定数法の措置が不十分な小中学校においても、専任職員の配置率が9割を越えるとも言われており、他府県での小中学校の司書配置率(3割～4割)を遙かに上回っている<sup>8</sup>。雇用身分においても、他府県の小中学校に勤務する学校司書の多くが、嘱託職員、非常勤職員、パート職員、PTA雇用職員などの非正規職員であることを考えれば<sup>9</sup>、多数の正規職員を配置してきた沖縄県の学校図書館の特異性、先進性が分かるだろう。

また、他府県の学校司書が、非正規職員という不安定な身分の下で、1日2、3時間勤務、または1週間に2、3日勤務といった変則的な雇用条件の下で勤務しているのに対して、沖縄県の学校図書館では、正規職員の配置の下で、学校司書の1日8時間、1週間5日勤務が保障されてきた<sup>10</sup>。さらに、人員面だけでなく、1年間の学校図書館資料費や蔵書整備率も全国で上位に位置しており<sup>11</sup>、沖縄県という地域が、伝統的に、学校図書館に対して深い理解を持つ地域であったことは、これらの状況からも十分に読み取ることができるだろう。

しかしながら、こうした沖縄県の学校図書館を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変化していると伝えられている。2003年度からの司書教諭配置義務化は、他府県においては、無人の学校図書館への有資格者の配置という一定の効果をもたらしたとも評価できるものの、正規専任の学校司書を配置してきた沖縄県では、学校図書館という1つの職場に、司書教諭と学校司書という(身分の異なる)2つの職種が併置されることを意味している。そして、こうした事態は、法律に配置義務が明記された司書教諭と、明記されていない学校

司書という関係に置かれつつも<sup>12</sup>、司書教諭は兼任、学校司書は専任という勤務形態でそれぞれ学校図書館の仕事に当たるといふ、かなりねじれた、複雑な職員配置状況を生み出すことになってしまったのである。

上述のように、他府県の小中学校では、学校司書を配置していない地域の方がむしろ多く、それらの小中学校では司書教諭が1人で学校図書館を運営しているという実態がある。司書教諭の配置義務が12学級以上の学校に限定されていることを考えれば、実際には、担当者不在の学校図書館もまだまだ数多く存在するはずである。こうした状況と比較すると、(12学級以上の学校において)司書教諭と学校司書が配置された沖縄県の学校図書館の現状に対しては、「法律に明確な根拠を持たない余分な人員が置かれている」と認識されてしまうような事態が発生してしまう可能性も決して否定できない。

しかも、近年の沖縄県の多くの各自治体は、行財政改革を迫られており、県立高校も含めて、学校事務職員の正規雇用が難しい状況にあるとも言われている<sup>13</sup>。こうした動きの中で、沖縄県の学校図書館では、これまで正規職員として学校図書館に配置されてきた学校司書の退職後には、新たに正規職員を公務員として採用して配置するのではなく、給与水準の低い非正規職員を配置するという政策が進行するのではないかと懸念されている。そして、そうした懸念は、正規職員の退職まで待つのではなく、正規の学校司書を教育委員会事務などに引き揚げ、後任に非正規職員を充てるという強権的な政策が進むのではないかと不安にもつながっているのである。

2005年8月から10月にかけて実施したアンケート調査によると<sup>14</sup>、沖縄県内の一部の自治体では、すでに学校司書の雇用状況の変化が起こり始めていることが見えてくる。表2から分かるように、近年の非正規職員をめぐる雇用状況の変化に関する質問に対して、学校司書の約4割が「非正規職員の増加」を挙げ、さらに、非正規職員の雇用条件についても、雇用時間の短縮、雇用期間の短縮、それにとまなう給与の減少を挙げる意見が一部の自治体において確認されているのである。

もちろん、他府県と比較すれば、沖縄県の学校図書館では、依然として、多数の正規職員が働いている。「非正規職員の増加」という問題を指摘する学校司書は多いものの、今回のアンケート調査の回答者の雇用身分を見ても(表1参照)、非正規職員の割合は3割以下であり、全国水準を大きく上回っている。しかしながら、このまま非正規職員の増加が続けば、当然、これまでのような「専門職集団」としての組織を維持し、レベルの高いサービスを実現することは極めて難しくなるはずである。例えば、正規職員であれば1日8時間、1週間5日勤務が保障されるが、非正規職員の場合には、6時間が4時間になり、4時間が3時間、2時間となり、週5日が4日、3日、2日と短縮されないとは言いきれない。

アンケート結果によると、沖縄県では、今のところ、(離島の学校、へき地校を除いて)1日6時間(週5日)が最短雇用時間であると思われるが<sup>15</sup>、上述のように、他府県の非正規職員は、1週間に1日だけの勤務や1日に2～3時間の勤務、夏休みなどの長期休業期間の雇用停止といった変則的な雇用形態がとられていることを考えれば<sup>16</sup>、沖縄県でも、非正規職員への切り替えがそうした状況を招く可能性があることは理解しておくべきだろう。また、非正規職員は、1年から数年の雇い止めによって、次々に人員が入れ替わることから、長期的な計画に基づくサービスの実施や、経験の蓄積ができないという問題も確実に生じることになる。さらに言えば、非正規職員の労働時間短縮、雇用期間の短縮、それに伴う給与の減少などの条件悪化を背景として、学校図書館から有能な人材が流出するという問題も懸念されており、今回のアンケート調査でも、夢を持って学校図書館の仕事を始めたものの、雇用条件の悪さを理由として、仕事を変わらざるを得ないと考えている非正規職員も少なくないという状況が確認できる<sup>17</sup>。

表2 非正規職員の雇用環境・条件はどのように変化したか？<sup>18</sup>

選択肢	正規司書からの回答			非正規司書からの回答			合計
	小中	高校	無回答	小中	高校	無回答	
特に変化はない	42(18)	1	0	13(9)	1	2	59
待遇が良くなった	1(1)	0	0	0(0)	0	0	1
分からない	32(9)	4	0	23(11)	4	0	63
無回答	6(4)	2	0	6(6)	0	0	14
変化(悪化)した ( を選択した場合、以下から複数回答)	60(16)	21	1	21(12)	2	0	105
(1)非正規職員の数が増加	45(12)	20	1	13(9)	1	0	80
(2)勤務時間が短縮	1(1)	1	0	4(2)	0	0	6
(3)雇用期間が短縮・更新の禁止	5(3)	0	0	4(3)	0	0	9
(4)給与が減った	4(4)	0	0	7(3)	1	0	12
(5)各種社会保険料金が個人払いになった	0(0)	0	0	0(0)	0	0	0
(6)大規模校に非正規職員が配置	14(6)	1	0	2(2)	0	0	17
(7)その他	1(1)	0	0	4(5)	0	0	5

( )は回答者が所属する自治体数を表す

当然ではあるが、こうした沖縄県の学校図書館に忍び寄る雇用条件の変化、悪化は、利用者に対するサービスの停滞、後退を招くおそれが非常に大きい。サービスが低下して困るのは利用者、つまり児童生徒であり、教師たちである。沖縄県の学校図書館が、これまで子どもたちの読書や読書を基本とする学力の形成に大きく関わっていたことを考えれば、

学校図書館の雇用問題は、単なる行財政改革、公務員の削減というレベルの問題ではなく、沖縄県の学校教育全体に関わる大きな問題であるとも考えることができる。つまり、学校図書館員の雇用をどのようにするか、という問題においては、県民1人1人の教育に対する意識が試されているとも考えることができるのである。

沖縄県の学校図書館では、司書教諭の配置が、行財政改革を背景として、沖縄県が全国に誇るべき「正規学校司書の配置」という先進的な取り組みを、「全国並み」に引き戻そうとする逆転現象が起こりつつある。沖縄県の学校図書館が抱える雇用問題の特殊性がここにあると言ってよいだろう。

### 3. 調査結果とその分析

上述のように、沖縄県の学校図書館では、司書教諭配置義務化以降、1つの職場に2つの職種が混在するという状況が生じており、その解決策の一つとして、「全国並み」の状態に引き戻そうという政策が動き出している。沖縄県の学校司書は、こうした学校図書館を取り巻く変化に対してどのような意見を持っているのだろうか。アンケート調査の結果をもとに、沖縄県にとって最も望ましい学校図書館員の雇用のあり方について考えてみよう。

#### 3.1 兼任司書教諭による図書館運営に対する意見

上述のように、司書教諭配置義務化以降、沖縄県の学校図書館では、自治体の行財政改革の中で、小中高すべての学校図書館において、学校司書の非正規職員化が進み、一部の自治体ではその雇用状況の悪化も始まっている。今のところ、学校司書という職務そのものを廃止しようという動きは確認されていないものの<sup>19</sup>、全国の多くの小中学校において、兼任の司書教諭1人が学校図書館を運営している実態があること、またはその司書教諭さえも12学級未満の学校では配置されていないことを考えれば<sup>20</sup>、沖縄県内においても、司書教諭への切り替えを前提とする学校司書職の廃止という事態が絶対に起こらないとは言いきれない状況にある。専任司書配置の下で、先進的な活動に取り組んできた沖縄県の学校司書は、そうした兼任司書教諭体制での学校図書館運営についてどのように考えているのだろうか。

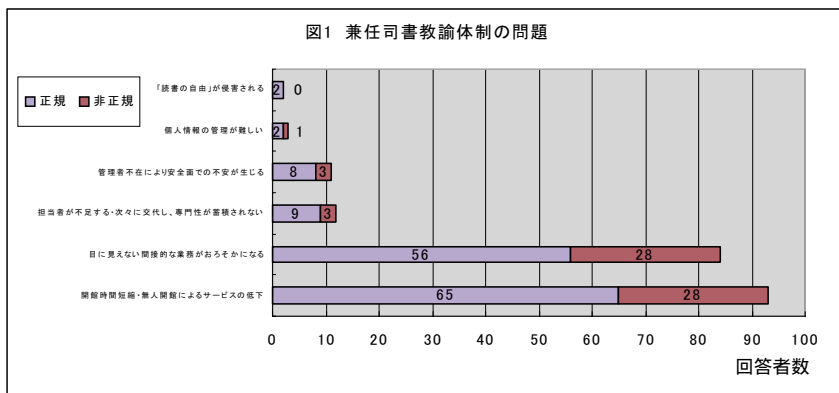
アンケート調査では、「学校司書という職務が廃止された場合には、現在、学校司書が担当している仕事を兼任の司書教諭に任せることとなりますが、そうした状況について、どのように思いますか？」という質問を行った。表3はその結果をまとめたものであるが、兼任体制でも「問題はない」と解答したのは、正規職員の3名のみであり<sup>21</sup>、正規、非正規を問わず、大半が兼任の司書教諭だけでは、学校図書館の運営は「問題がある、授

業との兼任では不可能」と考えていることが分かる。これまで専任の学校司書が行っていた仕事を兼任の人員に任せるのであるから、仮に相手が教育職員であったとしても、何らかの問題が起こると考えることは当然と言えば当然であろう。

表3 学校司書職の廃止・兼任教諭の学校図書館運営に対する意見<sup>22</sup>

選択肢	正規司書からの回答			非正規司書からの回答			合計
	小中	高校	無回答	小中	高校	無回答	
特に問題はない。授業との兼任でも学校図書館の仕事はできる。	3	0	0	0	0	0	3
問題がある。授業との兼任では学校図書館の仕事をこなすことは不可能である。	132	27	1	60	7	2	229
無回答	6	1	0	3	0	0	10

では、沖縄県の学校司書は、兼任司書教諭による学校図書館運営について、どのような点に問題があると考えているのだろうか。設問では、自由記入として、兼任司書教諭に切り替えた場合の問題点を具体的に記入するように依頼している。記入欄には、実に157名(正規113名、非正規44名)からの意見が書き込まれており、この問題への関心の高さが現れていると言えるだろう。実に様々な問題点が記されていたが、それぞれの意見を整理して、項目ごとにまとめると、図1のグラフのようになる<sup>23</sup>。グラフをもとに、学校司書の意見を紹介してみよう。



## (1) 開館時間短縮・無人開館によるサービスの低下

学校司書から最も多く指摘された問題は、兼任司書教諭体制への移行によって利用者サービスが低下するのではないかと、ということである。司書教諭は、学校図書館業務とともに、授業や学級運営も担当することから、これまで沖縄県に配置されてきた学校司書のように、朝から夕方まで、常時、学校図書館に勤務できるわけではない。当然、司書教諭が授業やホームルームを担当している時間には、図書館を閉めざるを得なくなってしまうだろう。

例えば、ある正規司書は、図書館が常に開館していることによって、「子どもたちは、いつでも自分の時間に合わせて本を読んだり本を借りたり、調べ学習ができる」が、「開館時間が短くなれば、子どもたちは今までのように、好きな時間に図書館に来ることも、自由に本を借りることができなくなってしまう」と述べている(正小)<sup>24</sup>。実際に、「教師同士の話で「司書がいなければ図書館はしめておくさーね」というよう」な話も出ており(正小)、兼任司書教諭体制に移行した場合には、学校図書館が「鍵のかかった書庫になる恐れ」(正小)が非常に高いと考えられるのである。

もちろん、司書教諭がいなくても、図書館を開館できないわけではない。本土の学校図書館の多くがそうしているように、司書教諭が不在の場合でも、ひとまず図書館を開けて、その時間、授業で使用する担任等に図書館の管理を任せられることもできるだろう。しかしながら、司書教諭の授業時間中には、人的な対応ができなくなってしまうため、読書の相談においても、調べ学習等で図書館を使う際にも、学校図書館員が不在であれば、子どもたちは適切な指導を受けることができないという事態になってしまう。読書にしても、勉強にしても、子どもの好奇心が高まっている時にこそ、適切な資料の提供が求められるはずだが、そうした対応ができない兼任体制では、子どもたちの「図書館離れ、読書離れ」(正小)は確実に進行してしまうと考えられるのである。

よく言われるように、子どもたちの読書の力というものは、テストの点数のように客観的な数字で表されるものではない。しかし、そうした見えにくいものを伸ばしていくためには、「効果が見えないものだからこそ時間をかけてじっくり向き合い、人づくりをしていく必要がある」(正小)。にもかかわらず、兼任体制では、学校図書館員が「子ども達1人1人と対応できなくなる」可能性が高い(非小)。正規、非正規を問わず、93名もの学校司書がこの問題を指摘していることから、このことが最大の問題点であると考えてよいだろう。

## (2) 間接サービスの崩壊

司書教諭は、兼任体制の下で、図書館業務と授業、クラス運営の3つを担当しなければ



ならない。当然、授業時間数軽減等の措置がない状況では<sup>25</sup>、授業と図書館サービスという2人分の仕事を任せられることになってしまう。これまで学校司書が配置されていなかった地域では、学校図書館の活動実態がほとんどないため、司書教諭に求められる仕事はそれほど多くないかもしれないが、沖縄県のように専任の学校司書が配置されてきた地域では、学校司書の代わりに図書館運営を任された司書教諭は、兼任とはいえ、これまでのサービス水準が落ちないような努力を求められることになる。しかしながら、「学校現場の多忙さは」、授業評価や生活指導、子どもたちの安全確保など、「年々増加」する傾向にあり(正小)、到底、学校教員が「授業数の軽減なく、兼任で(図書館業務を担当)できるような状況ではない」(正小)。兼任体制への移行により、利用者に対するサービスの低下が心配されることはすでに述べたが、そうした目に見える仕事以外にも、学校図書館には、選書や整理、データ登録や修理、館内掲示物の企画、作成など、利用者とは直接接しない仕事も大量にある。これらの「一連の仕事も結構時間がかかる」が、まず犠牲にされるのはこうした目に見えない部分であると考えられるのである(正併)。

間接業務の中で、兼任体制において最も不安視されているものが、資料の選択業務である。例えば、ある学校司書は、子どもたちが必要とする本は、1人1人との交流の中から探っていくものであるが、兼任司書教諭の場合は、「授業をしながら」、「今、子どもたちが何を読みたいか、図書館に必要な本は何か」ということを考えなければならないため、交流時間の不足から、子どもたちのニーズを正確に把握することができないのではないかと指摘している(非高)。別の学校司書も、「ヤングアダルトの文学」の中には、「性的描写」が含まれているものもあり、「思春期の心が揺れ動く中学生時代」の「発達段階に合った選書」を行うためには、「内容をしっかりと把握しなければならない」のだが、兼任の司書教諭ではそうした「ゆとり」はないのではないかと述べている(正中)。また、こうした時間が足りない状態では、当然、安易な選書が行われるようになり、結果として、「セットものに頼るようになる」(正小)といった問題や、「他教科の資料収集ができるか(おろそかになる)」(高正)という問題、さらに、「国語出身の先生ならば文学が多い」(正小)というような蔵書バランスの不均衡も起こってくる可能性も否定できないだろう。

また、兼任司書教諭体制については、単に、時間の不足を原因とした間接業務の停滞を懸念するだけではなく、根本的な知識、技術の不足を心配する意見も多い。司書教諭に求められる資格は、現在のところ、5科目10単位の司書教諭資格のみであり、図書館司書資格に求められる単位数、科目数の半分である。特に資料の組織化業務については、司書教諭科目における時間数が非常に少ないこともあり、「資料の組織化に関する知識があるんだろうか」(高正)という不安や、「現在の司書教諭の取得単位では司書の仕事、実務的な

仕事...分類や資料全体の管理などをこなすことも不可能」(高正)という指摘も寄せられているのである。

さらに言えば、こうした兼任体制での時間や知識、能力の不足が、資料費の低下につながってくるのではないかと、という興味深い問題点も、2名の学校司書から指摘されている。例えば、ある学校司書は、「本土(の学校図書館)では図書予算が少な」ところも多く、地域によっては、「1~2万」程度の学校図書館があることを前置きしつつ、沖縄県の場合は、「100万をこえる」資料費が予算化されている学校図書館も少なくないと語っている。本土のように、資料費が少なければ、兼任の司書教諭だけでも選書や入力作業は可能であると思われるが、年間100万円以上の予算を、クラス運営や授業を兼任する司書教諭が消化できるとはとても考えられない。年度内に予算を消化できなければ、その額が翌年から減らされるのは自治体予算の常識であり、兼任司書教諭による業務の停滞によって、「図書予算も本土並みの1~2万と少なくなる」可能性があると考えられるのである(正中)。また、別の学校司書も、兼任体制への移行によって、「図書購入予算も削られ、児童へのサービスの低下、授業展開へのサービス等すべてが低下していく状況が予想される」(正小)と指摘している。兼任司書教諭の時間の不足という問題が、直接サービスの低下にとどまらず、間接業務の停滞、業務量に応じた予算の減額、資料不足によるサービス水準のさらなる低下、というように、構造的に大きな欠陥を持っているということが分かるだろう。

もちろん、兼任の司書教諭であっても、使命感に燃える教員の中には、個人の生活を犠牲にしても、「授業も、学級経営も、図書館も」と懸命に努力する人物もいるかもしれない。しかし、仮にそうした熱意のある教員がいるとしても、1人の教員の1日の労働時間は限られており、無理に複数の職務をこなそうとすれば、時間外の残業が重なり、「体調をこわす」者(正小)や、「健康面に不安を感じる」者も(非中)も出てくるかもしれない。また、どんなに学校図書館運営に熱意を持っている教員であっても、授業やクラス運営と図書館の業務はもともと別の仕事であり、「授業のない時間はすべて図書館業務に追われて、自分の授業の教材研究もできない状況がおこり」(正高)、結局は、「どちらも中途半端」な結果に終わってしまうことは目に見えている(正小)。そうなれば、「提供するサービスの最低ラインが引き下げられていく」ことになり(正中)、「子どもたちに大きなマイナスのしわ寄せがくることになる」のは十分に予測できるのである(正小)。

以上のように、兼任司書教諭の限られた時間の中では、貸出や読書指導などの直接サービスだけで精一杯となり、資料整理や選書などの間接的な業務が真っ先におろそかにされるのではないかと、考える学校司書は非常に多い。今回のアンケート調査では、非正規職員に対する質問として、「1人職場の問題点」を聞いているが、「図書館が職員室から遠

く、立ち寄る時間も限られているため、図書館を利用する教員、事務職員以外には、仕事の内容、専門性を理解してもらえない」という項目を選択した非正規職員は29名、約40%にも上っている。技術的な面での問題を挙げる意見の背景には、1人職場であるため、学校内においてその仕事が理解されず、「図書館は貸出だけしていればよい」というような偏見が根強いことに対する不満があるとも考えられるだろう。

### (3) 担当者の不足・専門性の消滅

上述のように、授業や学級運営との兼任体制による学校図書館の運営という労働環境は、兼任司書教諭にとって決して楽なものではない。沖縄県でも、すでに12学級以上の学校には兼任の司書教諭が配置されているのだが、正規、非正規、小中高問わず多くの学校司書が、専任の学校司書がいる現在でさえも、「司書教諭になりたがる教員は少ない」ということを指摘している。そうした現象の背景には、沖縄県の学校図書館の活動が盛んであるがゆえに、多くの教員が、司書教諭になることについて、マイナスのイメージを持っていることがあると考えられる。ある学校司書は、「実際に司書教諭の資格取得をするのを嫌がる先生が多い」という現象にもそうした意識は現れているのではないかと指摘している(正中)。当然、こうした状況で兼任司書教諭体制へと移行すれば、現在よりもさらに司書教諭のなり手が少なくなることは目に見えており、専任学校司書の仕事を兼任で引き継がなければならぬ、というイメージの悪さが「担当者の不足」という事態を招くのではないかと、という不安の声も多くの学校司書から寄せられているのである。

もちろん、本務の教員が司書教諭になりたがらない場合は、臨時雇用の補充教員を司書教諭として充てることもできる。しかし、補充教員の任期は、多くの場合、1年間であるため、司書教諭が、毎年、入れ替わるという状況が生じることになる。そうなれば、「専門性の蓄積がなくなる」(高正)ことになり、年度を超えた長期間の指導が求められる読書指導や学習指導において「継続性が(維持できない)」という状況が生じ(正小)、「仕事内容が深まらない」(正小)という状態に陥ることは必至であるだろう。とすれば、沖縄県の学校司書が「これまで積み重ねてきたものが崩されるおそれ」(正小、正併)も決して小さくないのである。

ところで、こうした問題については、司書教諭の授業時間数等の負担軽減措置によって解決するという意見もあるだろう。しかし、こうした考えに対しては、現在、司書教諭の資格を持っている教員がその措置を喜ぶかどうか、ということを疑問視する意見もいくつか寄せられている。例えば、ある学校司書は、「現在、配置されている兼任司書教諭の皆さんは授業時間数軽減をしてまで、司書の仕事をするのは望んでいない」(正高)と指摘し

ている。もちろん、熱意のある教員もいるかもしれないが、もともと司書教諭資格を持っている教員全員が「司書を目指していたかどうか不明」であることを考えれば、「意識、意欲によって各学校に格差ができる」(正中)ことも十分に想像できるのである。

司書教諭に魅力を感じる現職教員が少ないというような状況では、司書教諭は短い期間で次々に交代していく(押しつけ合う)ことになり、入れ替わりが激しくなれば、当然、その専門性は蓄積されず、読書指導面でも、学習指導面でも、サービスの低下が避けられない事態となる。ここでも、司書教諭の配置義務化が沖縄県の学校図書館にとって、大きなマイナスの要因を持っていることが分かるだろう。

#### (4) 管理面での不安 - 資料管理・公衆道徳・個人情報保護

兼任司書教諭体制については、管理面での不安を訴える意見も少なくない。司書教諭が授業に出ている間、学校図書館を開館するとすれば、そこは大人の目が届かない空間になってしまう。学校司書の多くは、「学校図書館に人が不在となることは管理上、安全面においても問題」(正小)であると語っており、その例として、「本の貸出がおろそかに」なることで「不明本が増え」(正小)、館内で大声を出さない、他人に迷惑をかけないといった「マナーやエチケットも守れなくなる」(正小)可能性が生じることを指摘している。また、閉鎖的な空間になることで、いじめや喫煙など、問題行為の場として図書館が利用される可能性もあるだろう。

乱れた書架やだらしない雰囲気を放置すれば、子どもたちの公衆道徳心はさらに低下していくことになると考えられる。例えば、ある学校司書は、「学校司書のいない学校で義務教育を受けてきた自らの過去の経験を振り返りながら、学校司書のいない図書館では、子どもたちの「資料の扱いもずさん」だったことを指摘している。そうした状況は、「今、自分が働いているところや周りの司書のいる学校図書館とは比べものにならないほど」であるとの学校司書は述べており、専任図書館員の不在が、いかに子どもたちの「読書や本に関する意識」を低下させる原因になるかが分かるだろう(正小)。

管理面での不安は他にもある。学校図書館が管理する「貸出記録」や「読書記録」は、個人の思想や興味関心といった内心に関する情報を表すことから、その人物の評価情報として利用されやすいことが指摘されている。身元調査や思想調査に悪用される、という指摘はやや大きさに聞こえるかもしれないが、管理者が常駐していない図書館であれば、教材販売会社の人間やセールスマンが保護者を装って図書館に忍び込み、読書好きな子どもの情報を盗み出すということはたやすく実行できるだろう。個人情報的大量に保管されているにもかかわらず、管理者を配置しないという対応は明らかに自治体が整備している個

個人情報保護条例違反であり、子どもたちの人権保護という面からも問題が大きいと言わざるを得ない。こうした問題について具体的に指摘する意見は少数ではあったが、「(兼任の司書)教諭が担当するというで、生徒のプライバシー侵害が行われやすくなりそうな気がする」という中学校司書から寄せられた不安は、こうした問題意識の一端を示すものであろう(非中)。

さらに言えば、ある学校司書は、兼任司書教諭制度の下では、学校図書館の業務を補うために「ボランティア」が積極的に導入されるのではないかと指摘した上で、「個人情報保護の観点からなかなか情報を発信・受信することも困難である」という問題を指摘している。言うまでもなく、読書記録をはじめとして、学校図書館が管理する個人情報を取り扱うためには、その目的外利用や外部流出の防止など、専門職としての高度な知識と倫理観、さらに責任感が求められることになる。そうした責任の重大な仕事をボランティアに任せることは、例えば、児童生徒の通知票の管理を、クラス担任からボランティアへと任せることと同じことであり、いくら人員の不足という問題があるとしても、あまりにも無責任で安易な対応と言わざるを得ない。つまり、ボランティアへの道も閉ざされた兼任司書教諭体制においては、何らかの「方向性を持たせて、学校図書館を)運営することは不可能に近い」ということになると考えられるのである(小正)。

#### (5) 「読書の自由」の侵害

最後に、少数意見ではあるが、「読書の自由」に関する問題についても簡単に紹介しておこう。

言うまでもなく、兼任司書教諭とは、図書館業務の一方で、授業を受け持つ教員である。そして、このことは、子どもたちにとって、「自己を評価する人物であること」を意味している。ある学校司書は、「授業を持っていない、つまり評価をしない司書だからこそ、生徒は安心して接し、プライベートな相談などもしやすい現状がある」と指摘している(正高)。つまり、学校司書という存在は、学校内で数少ない「評価しない大人」であり、そうした人物の前だからこそ、子どもたちは初めて心を許して、いろいろな本を自由に読むことができるとも考えることができるのである。反対に言えば、「教師の立場では、子どもたちが気を許して本を読む確率は少ない」とも考えられる(正中)。とすれば、専任の学校司書が兼任の司書教諭に移行した後は、子どもたちが評価されることを意識するあまり、「気を許して本を読めない」という事態が起こらないとは言いきれない。こうした状況は、単に学校図書館での読書が不自由になるという問題だけでなく、自由な知的好奇心の保障に裏付けられた「学問の自由」といった基本的権利の侵害にもつながってくる

言えるだろう。

もちろん、こうした問題については、司書教諭個人のパーソナリティによって、とらえ方が変わってくるのかもしれない。ただし、学校図書館における読書というものは、評価とは切り離された上で、初めて、本来の意味での自由を手に入れることになるとも考えることができる。授業を持ちながら図書館業務を担当する兼任司書教諭という中途半端な存在は、読書の自由、さらに学問の自由を保障するという図書館の本質的な機能を阻害する恐れがあるという問題についても、十分に理解しておく必要があるだろう。

### 3.2 今後の学校図書館員の配置について

#### 3.2.1 二職種併置に対する意見の違い - 高校正規グループとその他のグループ

以上のように、沖縄県の学校司書の大半は、さまざまな理由から、兼任司書教諭への切り替えに反対している。簡単にまとめると、兼任の司書教諭だけでは、これまでのようなレベルでは学校図書館サービスを維持できなくなる、ということが問題視されており、学校図書館員の雇用の形態についてはこれまで通り、専任の体制が望ましいと考えられているのだが、専任体制が望ましいというだけでは、望ましい雇用モデルを提示したことにはならない。上述のように、司書教諭配置義務化以降、沖縄県の学校図書館には、司書教諭と学校司書という異なる職種の人員が配置されるに至っている。沖縄県における学校図書館の雇用問題において次に考えなければならないことは、当然、その職務を誰が(どのような職種の人員が)担当するかということである。

繰り返せば、学校図書館法第5条には、司書教諭に「学校図書館の専門的職務を掌らせる」ことが明記されるだけで、事務職員として雇用されている「学校司書」の名称は出てこない。文字・活字文化振興法第8条において、ようやく「学校図書館に関する業務を担当するその他の職員」として、学校司書の職務が明記されたと解釈できるものの、専任、正規、資格や免許についての言及はないことから、その位置づけは依然として曖昧である。こうした状況を背景として、今後の学校図書館員の雇用体制については、各地で様々な議論が起こっており、専任司書教諭体制の確立と、現職(正規)司書の移行を求める運動が日本教職員組合等を中心として行われている一方で、司書教諭と学校司書の役割を区別した上で、全国に多く勤務する非正規職員の学校司書を正規職員へと切り替えようという動きも起こっている<sup>26</sup>。

上述のように、沖縄県の学校図書館では、すでに非正規職員の増加とその雇用条件の悪化という動きが見られ、今後、兼任司書教諭への切り替えが起こらないと言い切れない状況にある。これまで先進的に学校図書館活動に取り組んできた沖縄県の学校司書は、今後

の望ましい職員配置について、どのような状態を望んでいるのだろうか。

アンケート調査では、「今後の沖縄県の学校図書館の雇用について、最も理想的なものを選んで下さい」という質問を行った<sup>27</sup>。表4はその結果をまとめたものであるが、まず全体の意見についてみると、「専任正規学校司書と専任司書教諭を配置」することが理想的な雇用モデルであるという回答が過半数を占めていることが明らかとなった。表4から分かるように、回答者全体の7割近くがこの回答を選択しており、正規専任の学校司書と正規専任の司書教諭が手を取り合って学校図書館運営を行っていくことが、学校図書館の理想的な状態として強く支持されていることが分かるだろう<sup>28</sup>。

表4 学校図書館の理想的な職員配置に対する意見<sup>29</sup>

選択肢	正規司書からの回答			非正規司書からの回答			合計
	小中	高校	無回答	小中	高校	無回答	
専任正規学校司書と専任司書教諭を配置 (正規二職種併置)	109	5	1	44	7	2	168
専任正規学校司書と兼任司書教諭を配置 (現状維持)	2	1	0	5	0	0	8
専任正規学校司書を専任司書教諭へ身分 切り替え、専任司書教諭の採用制度を確立	26	20	0	7	0	0	53
専任正規学校司書を引き揚げ、専任司書 教諭の採用制度を確立	2	1	0	1	0	0	4
専任司書教諭と兼任または非正規の学校 司書を配置	6	0	0	6	0	0	12
分からない	0	0	0	2	0	0	2
その他	0	1	0	0	0	0	1
無回答	6	1	0	4	0	0	11

ただし、こうした結果を学校別にクロスしてみると、高校の正規職員のみが、他のグループとは異なる回答を示す傾向があることが見えてくる。つまり、理想的な職員配置については、他のグループが圧倒的に、二職種併置を選ぶ傾向があるにも関わらず、高校の正規職員については、7割を越える回答者が、「専任正規学校司書を専任司書教諭へ身分を切り替え、司書教諭が1人で学校図書館を運営」することを理想的な状態であると考えているのである。

上述のように、学校図書館の職員配置モデルについては、すでに日本教職員組合を中心とした専任司書教諭の制度化を求める運動が進められている。日本教職員組合の方針では、専任司書教諭免許制度の確立と「二職種併置」の否定を前提として、現職の学校司書を

「専任司書教諭」へ移行させることが目標として掲げられている<sup>30</sup>。沖縄県の高校司書が、専任司書教諭制度への移行を望む背景には、こうした方針への同調があると思われるのだが、県内の小中学校や、高校の非正規職員は、必ずしも学校司書という職務を廃止し、司書教諭という職務へと発展的に移行していくことを望んでいない。つまり、沖縄県の学校図書館界では、日本教職員組合の方針は、高校の正規職員のグループ以外にはほとんど支持を得ておらず、学校司書の大多数は、「専任正規」という安定雇用の下での司書教諭と学校司書の「二職種併置」を求めている状況が確認できるのである。

これまで、二職種併置という職員配置方法に対しては、教員と事務職員という異なる職員が1つの職場に配置されることによって、両者に何らかの上下関係が発生し、「例えば、学校司書はカウンターに立たせてもらえない」というような身分格差を生み出す恐れがあることと指摘されてきた。また、学校司書が1人で行ってきた学校図書館員の仕事を、事務的なものと指導的なものとに分けること、つまり職務区分を行うことは非常に難しいことも指摘されている<sup>31</sup>。さらに言えば、職務区分が可能であるとしても、指導的業務に比べて、事務的な業務の専門性は認められにくい傾向にあり、現在の自治体の財政状況では、仮にその職務を確保できたとしても、これまでのような正規雇用は極めて難しくなるとも言われているのである。本稿はその是非を問うことを目的とするものではないが、こうした問題への懸念が、ひとまず高校正規以外のグループからはっきりと読み取ることができなかったことは意外な結果であったと言わざるを得ないだろう。

### 3.2.2 二職種併置(現職者移行)に対する意見の違いが生じる理由

では、同じ学校司書であるにも関わらず、なぜ、高校正規のグループと他のグループの間で、こうした意見の違いが生じてしまうのだろうか。次に、アンケート調査結果を手がかりに、二職種併置と現職者移行に対する意見が分かれる理由を考察してみよう。

#### (1) 自らの適性に対する不安

小中学校の司書や高校非正規司書の多くが、二職種併置を希望し、現職者の専任司書教諭への移行を希望しないということは、司書教諭という職種とは別に、これまで通り、学校司書という職種を残したいという希望があることを意味している。そして、こうした願望の背後には、自らの司書教諭としての適性に対する「不安」が強く存在しているようにも思われる。

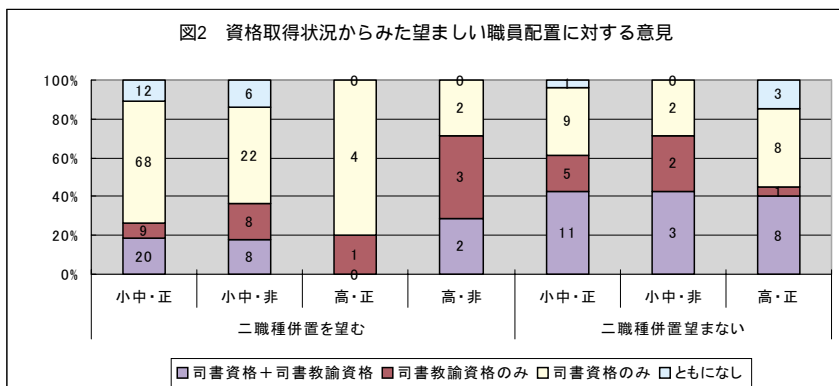
表5と図2は、表4の調査結果の中から、二職種併置を肯定する回答者と、否定する回答者を抜き出し、それぞれの資格取得状況をクロスした結果である。この結果から分かるよ



うに、二職種併置を望むグループは、二職種併置を望まない(現職者移行を望む)グループよりも、司書教諭資格を保有している比率が圧倒的に低くなっていることが見てくる。例えば、正規小中学校司書のグループを比較してみると、「二職種併置」を望む回答者の内、司書教諭資格を持つ者は26.7%であるのに対して、二職種併置を望まず、現職者移行を希望する回答者の司書教諭資格所持率は61.5%にも上っている。小中学校の非正規司書、高校正規司書のグループについてもほぼ同じ結果であり、司書教諭資格を持たないグループは、学校司書という職種を残すことを希望し、司書教諭資格を持つグループは、学校司書という職種を廃止して、司書教諭が専任で学校図書館を運営していくことを希望しているという傾向が明らかとなるのである。

表5 資格取得状況からみた望ましい職員配置に対する意見<sup>32</sup>

資格取得状況	二職種併置を望む				二職種併置を望まない			
	小中 正規	小中 非	高校 正規	高校 非	小中 正規	小中 非	高校 正規	高校 非
司書資格 + 司書教諭資格	20	8	0	2	11	3	8	0
司書教諭資格のみ	9	8	1	3	5	2	1	0
司書資格のみ	68	22	4	2	9	2	8	0
ともになし	12	6	0	0	1	0	3	0
合計	109	44	5	7	26	7	20	0



仮に、専任司書教諭制度がスタートすれば、司書教諭の資格を持たない学校司書は、その経験を問わず適性がないと判断され、学校図書館の仕事を追われる可能性がないとは言

い切れない。こうした不安から、司書教諭資格を持たない学校司書のグループが、二職種併置を肯定するという形で、学校司書の雇用を残したいと希望したとも考えることができるのである。

## (2) 全県的な議論の不足・情報の不足

ただし、回答者の適性(司書教諭資格取得状況)によって、職員配置に対する意見が異なるという分析は、小中学校については当てはまるものの、高校非正規のグループについては当てはまらないということにも注意が必要であろう。表5と図2から分かるように、高校の非正規司書については、司書教諭有資格者が多数を占めるにも関わらず、7名全員が二職種併置を求めているという結果になっている。調査対象は少ないものの、その比率は二職種併置を望まない他のグループよりも高く、必ずしも、二職種併置に対する意見に、回答者の資格取得状況が反映されているとは言い切れない状況も明らかとなる。さらに言えば、二職種併置を望まない学校司書の中にも、比率は小さいが、司書教諭資格を持たない人々が存在している。こうした事実注目すれば、単純に、「調査結果に資格取得状況というバイアスがかかっている」と断言することはできないだろう。

では、なぜこのような意見の違いが生じるのか。第2の理由として筆者が注目した点は、望ましい雇用体制について、小中高を含めて、全県的な議論が行われていないののではないかと、もっと言えば、小中学校司書や非正規の高校司書が、この議論から置き去りにされてしまっているのではないかと、ということである。

小中学校の学校司書が抱く司書教諭制度への移行に対する不安要素の一つとして、自らの適性、特に資格取得状況が挙げられると考えられることは既に述べたが、日本教職員組合が中心となって提案している専任司書教諭制度と現職者移行の方針は、決して、司書教諭資格を持たない学校司書を学校図書館の現場から追い出すことを意味するものではない。例えば、2005年より制度化された栄養教諭制度では、教育職ではない学校栄養職員を、3年の勤務経験と8単位から10単位程度の講習受講により、栄養教諭免許の取得が可能にする移行措置がとられているのだが<sup>33</sup>、専任司書教諭制度(免許制度)においても、同じような移行措置が検討されていくことになると考えられるのである<sup>34</sup>。さらに、専任司書教諭制度に対する反対意見の中には、図書館司書という仕事に教育職という要素が加わることによって、これまで学校司書が取り組んできた職務内容の変更とそれに伴う負担増への不安があるかもしれないが、全国に先駆けて専任学校司書を配置し、先進的に学校図書館の運営に取り組んできた沖縄県では、すでに学校司書が読書指導や学習指導などの教育的な仕事に関わっており、専任司書教諭へと移行した場合も、それほど大きな負担の増加には

ならないとも考えられる。こうしたことは、すでに専任司書教諭制度を議論する中ではある程度、話し合われているはずであるが、そうであるにもかかわらず、大勢から二職種併置が肯定される背景には、雇用体制についての議論が、高校正規司書のグループを中心に進められており、学校の種類、また正規・非正規の枠を超えて、十分に行われていないことがあるようにも思われるのである。

なお、この問題については、興味深い指摘が、ある中学校正規司書から寄せられている<sup>35</sup>。沖縄県の(公立学校の)司書の雇用は、市町村職員として採用され、市町村立小中学校に配置されるケースと、県職員として採用され、県立高校に配置されるケースに大別できるのだが、大規模小中学校には、県採用の学校司書が一部配置される場合もある。これらの県採用の学校司書は、所属は小中学校ではあるものの、研修会等では高校司書の集まりにも参加することから、雇用問題についての情報も多く得る立場にあると考えられる。つまり、県採用の司書は、高校司書の集まりから得られた情報を、所属する地域の研修会等で、他の小中学校司書に提供することによって、彼らの問題意識を高めることができるのである。上述の中学校司書もまた県採用の司書であり、地域内での集まりにおいて、積極的に専任司書教諭制度や二職種併置の問題に対する情報を流すようにしていると語っている。つまり、県採用の学校司書が配置されている地域と、配置されていない地域では、二職種併置に対する考えが異なるのではないかと、この学校司書は指摘するのである。

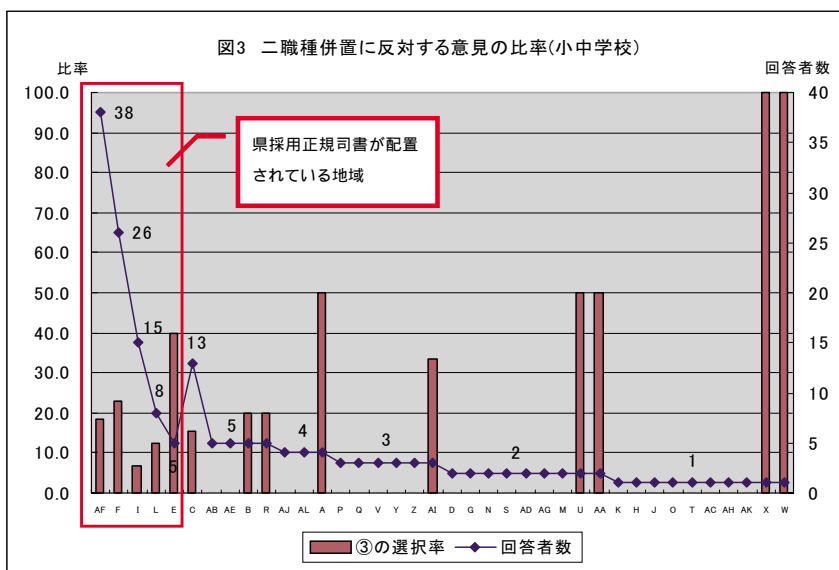
次の表6は、表4の結果から小中学校司書のみ意見を抽出し、それぞれの勤務地域別に集計し、さらに、回答合計者数が多い地域の順番に並べたものである。表の網掛けの部分は、県採用司書が配属された地域での、二職種併置に対する反対意見の選択者数と全体に占める比率を示しているが、勤務者5名以上の地域については、県採用の司書が配属されていない地域においても、二職種併置に反対する意見を持っている学校司書も含まれており、上の学校司書が指摘するように、必ずしも、県費司書が採用されている地域の方が、専任司書教諭制度化と現職者の移行を望んでいる司書が多いと言い切れないように思われる。

ただし、表6に記載していない小規模自治体まで対象を広げると、県費採用の正規学校司書が配置されていない33自治体内<sup>36</sup>、「二職種併置に反対(現職者移行を希望)」する考えを示した回答者が1人でもいた自治体数はわずかに9自治体にとどまっていることも分かる。一方で、県費司書が配置されている5自治体については、全て「二職種併置に反対(現職者移行を希望)」する考えを持つ学校司書が含まれており、このことから小中学校において、雇用問題に関する情報が不足していることが見えてくるのではないだろうか。自治体ごとのサンプル数が少ないため、はっきりとした傾向を読み取ることは難しい

ものの、今後の望ましい職員配置に対する意見が大きく異なる背景には、全県的な議論の不足があるように思われるのである。

表6 勤務地域別にみた望ましい職員配置に対する意見(5名以上の勤務地のみ)<sup>37</sup>

地域								合計	の選択率	県採用司書配置(正規)
AF	29	2	7	0	0	0	0	38	18.4	
F	18	0	6	0	2	0	0	26	23.1	
I	14	0	1	0	0	0	0	15	6.7	
C	8	1	2	0	2	0	0	13	15.4	
L	6	0	1	0	0	1	0	8	12.5	
AB	4	0	0	0	1	0	0	5	0.0	
AE	3	0	0	0	1	1	0	5	0.0	
B	4	0	1	0		0	0	5	20.0	
R	3	0	1	0	1	0	0	5	20.0	
E	3	0	2	0	0	0	0	5	40.0	
合計	92	3	21	0	7	2	0	125	-	-



#### 4. 今後の課題

以上、本研究では、司書教諭配置義務化以降の沖縄県における学校図書館の雇用状況の変化にともなう問題点を明らかにするとともに、今後の学校図書館の職員配置のあり方について、現場の学校司書の考えを調査、分析してきた。

繰り返せば、学校図書館の仕事は決して簡単な仕事ではない。片手間にできる仕事でもない。豊かな経験と深い知識、高い技術と倫理観が求められる仕事である。にもかかわらず、学校司書の雇用状況は、非正規職員化の進行に加えて、非正規職員の勤務時間の短縮やサービス残業の増加など、さらに悪化する傾向も確認されており、こうした雇用状況の変化(悪化)を背景として、学校図書館からの有能な人材の流出もまた起こり始めている。

沖縄県の学校図書館における雇用問題は、単に、学校司書の労働環境、労働条件をめぐる問題だけを意味するものではない。雇用問題がこのまま悪化を続けるならば、学校図書館のサービスの低下は避けられず、子どもたちが、日々の読書や学習面において、適切な指導を受けることができなくなってしまう。つまり、学校図書館の雇用問題は教育問題にも深く関わっているのである。しかしながら、こうした問題は、当事者の1人であるはずの児童生徒、さらに、その保護者や教員にはほとんど知られていないようにも思われる。学校図書館の雇用問題については、今後、地域住民全体で広く議論しなければならないだろう。

地域とともに、雇用問題を考えていくためには、その前提として、現場の学校司書が、どのような職員配置を望むのか、ということを議論し、その理想的な職員配置モデルを社会に対して広く提案しなければならないはずである。しかし、今回の調査によって明らかにされたように、望ましい学校図書館員の雇用のあり方については、全県的に学校司書の意見が集約されているわけではない。

他府県とは異なり、沖縄県には、小中学校も含めて、多くの正規職員が学校図書館に配置されている。このことは、雇用問題について議論するための強固な基盤があるということの意味している。小中学校司書の雇用体制についての議論は、(学校司書の不足を背景として)他府県でも遅れていると考えられるが、先進的に司書を配置してきた地域だからこそ、この問題についても積極的に取り組み、全国に先駆けて何らかの方針を掲げていく「義務」が沖縄県の学校司書にはあるのではないかと筆者は考えている。さらに言えば、今後、非正規職員が増加すれば、雇用問題を議論する基盤さえも失われることになってしまう。学校教育にとって、または、子どもたちにとって、望ましい学校図書館員の雇用の在り方とはどのようなものなのだろうか。それぞれの立場を越え、さらに、学校の種類を越えた話し合いが急務であるだろう。

今回のアンケート調査は、基本的には無記名回答としたが、雇用問題の実態や今後の望ましい職員配置に対する意見の把握については、質問用紙への回答だけでは十分なデータの採取は難しいだろうという予測があった。そこで、質問用紙の最後に、「インタビュー調査に応じていただける方は学校名と氏名、連絡先をご記入下さい」という自由回答方式の記名欄を設けることとした。その結果、約1割の回答者から、インタビュー調査に応じる旨の申し出があったため、2005年11月より、数名の学校司書にインタビュー調査を実施している。調査対象がまだまだ少ないことから、本稿では、ひとまずアンケートの調査結果のみを手がかりに分析を行ったものの、望ましい職員配置に対する意見の違いについては、依然として、不明な点が多い。今後は、調査結果のさらなる分析を進めるとともに、インタビュー調査を並行して実施し、小中学校、高校司書とともに議論を重ねながら、雇用問題に対する何らかの提言をまとめていきたいと考えている。

## 謝 辞

本研究では、アンケート調査の実施において、沖縄県内の学校司書の皆様にご協力を頂きました。また、沖縄県図書館協会研究部会、機関誌部会の皆様には、アンケート案の作成、調査結果の分析において、県内学校図書館への連絡や関連資料の提供、アドバイス等、様々な形でご支援を頂きました。自治体の図書館行政への批判を含む内容となったため、ここでは協力者のお名前を挙げることは差し控えさせていただきますが、関係者の皆様にはこの場を借りて、心からお礼申し上げます。(2006年1月16日)

# 資料

## 1. 依頼文書(学校司書用)

平成 17 年 8 月 15 日

**学校図書館員の雇用状況に関する調査の依頼について**

平田 貴之様へ  
平田 貴之様 様へ  
平田 貴之様 様へ

貴校の状況、まずまず調態のことと感想申し上げます。平田は、神奈川図書館協会への事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平田は、最近教育行政から、学校教育における図書館機能の重要性に対する認識が強く、本士に先駆けて、中小規模専任・正職員制員を採用してきてきた学校があります。しかしながら、学校図書館には、「司書職能」を要求し明確に示されています。司書職能の専門的な知識や技術を有してきた学校司書は全体的には増加傾向にあり、2003 年度からの司書職能調査義務化と、行政改革による人事費削減政策を背景として、学校図書館への司書の配置は今も継続されるかどうか、ということがいえるには不透明な状況にあります。

平田は、神奈川大学においては、①正職員制員専任制の司書職能部、教育委員会事務への配置等、②非正職員制員(非常勤職員等)の増や等、③非正職員制員の職務内容の明確化などが行われており、司書職能の置き場を確保した施策が確々と進められているように思われます。その一方で、「一人職員」の学校図書館では、こうした雇用環境の変化が、学校図書館員の研修やサービスへの対応を促すもとにもなっています。

学校司書は、学校図書館員に包括的に行われる職種ではありませんが、神奈川の学校図書館員、または建設教育を支えてきた重要な人材であることと変わりはありません。正職員の学校図書館員は人と配置されてきたことの本土に足並みを揃えることが正しいと改めて伺いたいことは、神奈川の図書館関係者の共通認識であると思えます。神奈川図書館協会が協会の、神奈川図書館協会全体での活用を通じて、神奈川県民のためとなした、望ましい学校図書館の雇用状況と、雇用環境、または組織に関与していただく必要がありと承知しております。

つぎは、現在の学校の司書員採用上、自律的、主体的な対応に関する調査を実施するにあたり、貴校の各専任職員と協議されている学校の併用制について、以下の内容のアンケート調査にご協力をお願いしたいと思います。お礼として感謝状ですが、左右と多少よろしくお願いいたします。

敬 具

記

① 調査対象： 学校図書館に勤務する専任職員(学校司書)  
② 調査方法： アンケート調査 (郵送・郵入)

① 正職員制 …… 非常勤職員による意見/望ましい学校図書館の雇用制度のあり方  
② 非正職員制 …… 雇用形態などの違い/期間/サービス等が不明な点  
③ 併用制 …… 併用制による効果/不明な点  
④ その他(併用制) …… 併用制による効果/不明な点  
⑤ その他(併用制) …… 併用制による効果/不明な点

アンケートには本題の真意が伝達されています。  
学校司書用の依頼書をお送りしました。ご回答が必要であればご利用ください。

③ 併用制 …… アンケートには学校司書の意見を聞くつもりです。併用したアンケート用紙は、記入された回答はご本人へ直接ご連絡させていただきます。併用制学校は併用制学校と併用制学校を区別してアンケート回答を希望している場合も取り出し、併用制学校と併用制学校を区別してアンケート回答をお願いしますので、ご記入ください。

④ 併用制 …… 平成 17 年 9 月 15 日

以上

**<問い合わせ先>** 神奈川図書館協会研究部(アンケート担当) 山口 雄哉  
〒904-2701 神奈川県足柄上郡石川町 神奈川大学総合文化学部  
メールアドレス: [yamaguchi@libu.ac.jp](mailto:yamaguchi@libu.ac.jp) 電話番号: 058-880-0145

## 2. アンケート用紙(正規職員用)

**学校図書館員の雇用状況に関する意識調査(正規職員用)**

作成者： 神奈川図書館協会研究部  
回答日：平成 17 年 ( ) 月 ( ) 日

**はじめに**  
本アンケートは、学校図書館に勤務する専任職員(正規職員)を対象に、望ましい学校図書館の雇用体制を研究するものである。調査結果は、研究課題以外の目的には一切使用しません。また、アンケート用紙は、調査結果が明らかでない限り調査機関、管理し、データ開示はアンケート用紙に全て含まれません。アンケートへの協力、ご協力、ご協力と御礼申し上げます。

**Q1** 併用制に関する基本データ。おなじみのアンケートでもご記入ください。併用制である項目のみご記入ください。 該当する番号に、または併用制の種類を記入して下さい。  
併用制の種類を併用制の種類から併用制の種類に記入して下さい。

学校の種類	① 小学校	② 中学校	③ 高校	④ 通信制	⑤ 特別支援
学校の所在地	① 市区町村	② 公立	③ 私立		
生徒数	①	②	③	④	⑤
併用制の種類	併用制の種類を併用制の種類から併用制の種類に記入して下さい。				

**Q2** あなたの年齢

年齢	① 20~24 歳	② 25~29 歳	③ 30~34 歳	④ 35~39 歳	⑤ 40~44 歳	⑥ 45~49 歳	⑦ 50~54 歳	⑧ 55~59 歳
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

**Q3** あなたの性別

性別	① 男性	② 女性
----	------	------

**Q4** あなたの資力

資格	① 図書館司書資格	② 学校司書資格	③ 図書館司書資格	④ その他(資格)
----	-----------	----------	-----------	-----------

**Q5** あなたの勤務年数

年数	① 1 年未満	② 1 年~2 年	③ 2 年~3 年	④ 3 年~4 年	⑤ 4 年~5 年	⑥ 5 年~6 年	⑦ 6 年~7 年	⑧ 7 年~8 年	⑨ 8 年~9 年	⑩ 9 年~10 年	⑪ 10 年以上
----	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	----------

**併用制の種類(併用制の種類)にご記入ください**

**Q2** 上の Q1 の内容を教えてください。

**Q3** 併用制の種類を教えてください。

**Q4** 併用制の種類を教えてください。

**Q5** 併用制の種類を教えてください。

**Q6** 併用制の種類を教えてください。

**Q7** 併用制の種類を教えてください。

**Q8** 併用制の種類を教えてください。

**Q9** 併用制の種類を教えてください。

**Q10** 併用制の種類を教えてください。

**Q11** 併用制の種類を教えてください。

**Q12** 併用制の種類を教えてください。

**Q13** 併用制の種類を教えてください。

**Q14** 併用制の種類を教えてください。

**Q15** 併用制の種類を教えてください。

**Q16** 併用制の種類を教えてください。

**Q17** 併用制の種類を教えてください。

**Q18** 併用制の種類を教えてください。

**Q19** 併用制の種類を教えてください。

**Q20** 併用制の種類を教えてください。

**Q21** 併用制の種類を教えてください。

**Q22** 併用制の種類を教えてください。

**Q23** 併用制の種類を教えてください。

**Q24** 併用制の種類を教えてください。

**Q25** 併用制の種類を教えてください。

**Q26** 併用制の種類を教えてください。

**Q27** 併用制の種類を教えてください。

**Q28** 併用制の種類を教えてください。

**Q29** 併用制の種類を教えてください。

**Q30** 併用制の種類を教えてください。

**Q31** 併用制の種類を教えてください。

**Q32** 併用制の種類を教えてください。

**Q33** 併用制の種類を教えてください。

**Q34** 併用制の種類を教えてください。

**Q35** 併用制の種類を教えてください。

**Q36** 併用制の種類を教えてください。

**Q37** 併用制の種類を教えてください。

**Q38** 併用制の種類を教えてください。

**Q39** 併用制の種類を教えてください。

**Q40** 併用制の種類を教えてください。

**Q41** 併用制の種類を教えてください。

**Q42** 併用制の種類を教えてください。

**Q43** 併用制の種類を教えてください。

**Q44** 併用制の種類を教えてください。

**Q45** 併用制の種類を教えてください。

**Q46** 併用制の種類を教えてください。

**Q47** 併用制の種類を教えてください。

**Q48** 併用制の種類を教えてください。

**Q49** 併用制の種類を教えてください。

**Q50** 併用制の種類を教えてください。

**Q51** 併用制の種類を教えてください。

**Q52** 併用制の種類を教えてください。

**Q53** 併用制の種類を教えてください。

**Q54** 併用制の種類を教えてください。

**Q55** 併用制の種類を教えてください。

**Q56** 併用制の種類を教えてください。

**Q57** 併用制の種類を教えてください。

**Q58** 併用制の種類を教えてください。

**Q59** 併用制の種類を教えてください。

**Q60** 併用制の種類を教えてください。

**Q61** 併用制の種類を教えてください。

**Q62** 併用制の種類を教えてください。

**Q63** 併用制の種類を教えてください。

**Q64** 併用制の種類を教えてください。

**Q65** 併用制の種類を教えてください。

**Q66** 併用制の種類を教えてください。

**Q67** 併用制の種類を教えてください。

**Q68** 併用制の種類を教えてください。

**Q69** 併用制の種類を教えてください。

**Q70** 併用制の種類を教えてください。

**Q71** 併用制の種類を教えてください。

**Q72** 併用制の種類を教えてください。

**Q73** 併用制の種類を教えてください。

**Q74** 併用制の種類を教えてください。

**Q75** 併用制の種類を教えてください。

**Q76** 併用制の種類を教えてください。

**Q77** 併用制の種類を教えてください。

**Q78** 併用制の種類を教えてください。

**Q79** 併用制の種類を教えてください。

**Q80** 併用制の種類を教えてください。

**Q81** 併用制の種類を教えてください。

**Q82** 併用制の種類を教えてください。

**Q83** 併用制の種類を教えてください。

**Q84** 併用制の種類を教えてください。

**Q85** 併用制の種類を教えてください。

**Q86** 併用制の種類を教えてください。

**Q87** 併用制の種類を教えてください。

**Q88** 併用制の種類を教えてください。

**Q89** 併用制の種類を教えてください。

**Q90** 併用制の種類を教えてください。

**Q91** 併用制の種類を教えてください。

**Q92** 併用制の種類を教えてください。

**Q93** 併用制の種類を教えてください。

**Q94** 併用制の種類を教えてください。

**Q95** 併用制の種類を教えてください。

**Q96** 併用制の種類を教えてください。

**Q97** 併用制の種類を教えてください。

**Q98** 併用制の種類を教えてください。

**Q99** 併用制の種類を教えてください。

**Q100** 併用制の種類を教えてください。

**Q101** 併用制の種類を教えてください。

**Q102** 併用制の種類を教えてください。

**Q103** 併用制の種類を教えてください。

**Q104** 併用制の種類を教えてください。

**Q105** 併用制の種類を教えてください。

**Q106** 併用制の種類を教えてください。

**Q107** 併用制の種類を教えてください。

**Q108** 併用制の種類を教えてください。

**Q109** 併用制の種類を教えてください。

**Q110** 併用制の種類を教えてください。

**Q111** 併用制の種類を教えてください。

**Q112** 併用制の種類を教えてください。

**Q113** 併用制の種類を教えてください。

**Q114** 併用制の種類を教えてください。

**Q115** 併用制の種類を教えてください。

**Q116** 併用制の種類を教えてください。

**Q117** 併用制の種類を教えてください。

**Q118** 併用制の種類を教えてください。

**Q119** 併用制の種類を教えてください。

**Q120** 併用制の種類を教えてください。

**Q121** 併用制の種類を教えてください。

**Q122** 併用制の種類を教えてください。

**Q123** 併用制の種類を教えてください。

**Q124** 併用制の種類を教えてください。

**Q125** 併用制の種類を教えてください。

**Q126** 併用制の種類を教えてください。

**Q127** 併用制の種類を教えてください。

**Q128** 併用制の種類を教えてください。

**Q129** 併用制の種類を教えてください。

**Q130** 併用制の種類を教えてください。

**Q131** 併用制の種類を教えてください。

**Q132** 併用制の種類を教えてください。

**Q133** 併用制の種類を教えてください。

**Q134** 併用制の種類を教えてください。

**Q135** 併用制の種類を教えてください。

**Q136** 併用制の種類を教えてください。

**Q137** 併用制の種類を教えてください。

**Q138** 併用制の種類を教えてください。

**Q139** 併用制の種類を教えてください。

**Q140** 併用制の種類を教えてください。

**Q141** 併用制の種類を教えてください。

**Q142** 併用制の種類を教えてください。

**Q143** 併用制の種類を教えてください。

**Q144** 併用制の種類を教えてください。

**Q145** 併用制の種類を教えてください。

**Q146** 併用制の種類を教えてください。

**Q147** 併用制の種類を教えてください。

**Q148** 併用制の種類を教えてください。

**Q149** 併用制の種類を教えてください。

**Q150** 併用制の種類を教えてください。

**Q151** 併用制の種類を教えてください。

**Q152** 併用制の種類を教えてください。

**Q153** 併用制の種類を教えてください。

**Q154** 併用制の種類を教えてください。

**Q155** 併用制の種類を教えてください。

**Q156** 併用制の種類を教えてください。

**Q157** 併用制の種類を教えてください。

**Q158** 併用制の種類を教えてください。

**Q159** 併用制の種類を教えてください。

**Q160** 併用制の種類を教えてください。

**Q161** 併用制の種類を教えてください。

**Q162** 併用制の種類を教えてください。

**Q163** 併用制の種類を教えてください。

**Q164** 併用制の種類を教えてください。

**Q165** 併用制の種類を教えてください。

**Q166** 併用制の種類を教えてください。

**Q167** 併用制の種類を教えてください。

**Q168** 併用制の種類を教えてください。

**Q169** 併用制の種類を教えてください。

**Q170** 併用制の種類を教えてください。

**Q171** 併用制の種類を教えてください。

**Q172** 併用制の種類を教えてください。

**Q173** 併用制の種類を教えてください。

**Q174** 併用制の種類を教えてください。

**Q175** 併用制の種類を教えてください。

**Q176** 併用制の種類を教えてください。

**Q177** 併用制の種類を教えてください。

**Q178** 併用制の種類を教えてください。

**Q179** 併用制の種類を教えてください。

**Q180** 併用制の種類を教えてください。

**Q181** 併用制の種類を教えてください。

**Q182** 併用制の種類を教えてください。

**Q183** 併用制の種類を教えてください。

**Q184** 併用制の種類を教えてください。

**Q185** 併用制の種類を教えてください。

**Q186** 併用制の種類を教えてください。

**Q187** 併用制の種類を教えてください。

**Q188** 併用制の種類を教えてください。

**Q189** 併用制の種類を教えてください。

**Q190** 併用制の種類を教えてください。

**Q191** 併用制の種類を教えてください。

**Q192** 併用制の種類を教えてください。

**Q193** 併用制の種類を教えてください。

**Q194** 併用制の種類を教えてください。

**Q195** 併用制の種類を教えてください。

**Q196** 併用制の種類を教えてください。

**Q197** 併用制の種類を教えてください。

**Q198** 併用制の種類を教えてください。

**Q199** 併用制の種類を教えてください。

**Q200** 併用制の種類を教えてください。

**Q201** 併用制の種類を教えてください。

**Q202** 併用制の種類を教えてください。

**Q203** 併用制の種類を教えてください。

**Q204** 併用制の種類を教えてください。

**Q205** 併用制の種類を教えてください。

**Q206** 併用制の種類を教えてください。

**Q207** 併用制の種類を教えてください。

**Q208** 併用制の種類を教えてください。

**Q209** 併用制の種類を教えてください。

**Q210** 併用制の種類を教えてください。

**Q211** 併用制の種類を教えてください。

**Q212** 併用制の種類を教えてください。

**Q213** 併用制の種類を教えてください。

**Q214** 併用制の種類を教えてください。

**Q215** 併用制の種類を教えてください。

**Q216** 併用制の種類を教えてください。

**Q217** 併用制の種類を教えてください。

**Q218** 併用制の種類を教えてください。

**Q219** 併用制の種類を教えてください。

**Q220** 併用制の種類を教えてください。

**Q221** 併用制の種類を教えてください。

**Q222** 併用制の種類を教えてください。

**Q223** 併用制の種類を教えてください。

**Q224** 併用制の種類を教えてください。

**Q225** 併用制の種類を教えてください。

**Q226** 併用制の種類を教えてください。

**Q227** 併用制の種類を教えてください。

**Q228** 併用制の種類を教えてください。

**Q229** 併用制の種類を教えてください。

**Q230** 併用制の種類を教えてください。

**Q231** 併用制の種類を教えてください。

**Q232** 併用制の種類を教えてください。

**Q233** 併用制の種類を教えてください。

**Q234** 併用制の種類を教えてください。

**Q235** 併用制の種類を教えてください。

**Q236** 併用制の種類を教えてください。

**Q237** 併用制の種類を教えてください。

**Q238** 併用制の種類を教えてください。

**Q239** 併用制の種類を教えてください。

**Q240** 併用制の種類を教えてください。

**Q241** 併用制の種類を教えてください。

**Q242** 併用制の種類を教えてください。

**Q243** 併用制の種類を教えてください。

**Q244** 併用制の種類を教えてください。

**Q245** 併用制の種類を教えてください。

**Q246** 併用制の種類を教えてください。

**Q247** 併用制の種類を教えてください。

**Q248** 併用制の種類を教えてください。

**Q249** 併用制の種類を教えてください。

**Q250** 併用制の種類を教えてください。

**Q251** 併用制の種類を教えてください。

**Q252** 併用制の種類を教えてください。

**Q253** 併用制の種類を教えてください。

**Q254** 併用制の種類を教えてください。

**Q255** 併用制の種類を教えてください。

**Q256** 併用制の種類を教えてください。

**Q257** 併用制の種類を教えてください。

**Q258** 併用制の種類を教えてください。

**Q259** 併用制の種類を教えてください。

**Q260** 併用制の種類を教えてください。

**Q261** 併用制の種類を教えてください。

**Q262** 併用制の種類を教えてください。

**Q263** 併用制の種類を教えてください。

**Q264** 併用制の種類を教えてください。

**Q265** 併用制の種類を教えてください。

**Q266** 併用制の種類を教えてください。

**Q267** 併用制の種類を教えてください。

**Q268** 併用制の種類を教えてください。

**Q269** 併用制の種類を教えてください。

**Q270** 併用制の種類を教えてください。

**Q271** 併用制の種類を教えてください。

**Q272** 併用制の種類を教えてください。

**Q273** 併用制の種類を教えてください。

**Q274** 併用制の種類を教えてください。

**Q275** 併用制の種類を教えてください。

**Q276** 併用制の種類を教えてください。

**Q277** 併用制の種類を教えてください。

**Q278** 併用制の種類を教えてください。

**Q279** 併用制の種類を教えてください。

**Q280** 併用制の種類を教えてください。

**Q281** 併用制の種類を教えてください。

**Q282** 併用制の種類を教えてください。

**Q283** 併用制の種類を教えてください。

**Q284** 併用制の種類を教えてください。

**Q285** 併用制の種類を教えてください。

**Q286** 併用制の種類を教えてください。

**Q287** 併用制の種類を教えてください。

**Q288** 併用制の種類を教えてください。

**Q289** 併用制の種類を教えてください。

**Q290** 併用制の種類を教えてください。

**Q291** 併用制の種類を教えてください。

**Q292** 併用制の種類を教えてください。

**Q293** 併用制の種類を教えてください。

**Q294** 併用制の種類を教えてください。

**Q295** 併用制の種類を教えてください。

**Q296** 併用制の種類を教えてください。

**Q297** 併用制の種類を教えてください。

**Q298** 併用制の種類を教えてください。

**Q299** 併用制の種類を教えてください。

**Q300** 併用制の種類を教えてください。

**Q301** 併用制の種類を教えてください。

**Q302** 併用制の種類を教えてください。

**Q303** 併用制の種類を教えてください。

**Q304** 併用制の種類を教えてください。

**Q305** 併用制の種類を教えてください。

**Q306** 併用制の種類を教えてください。

**Q307** 併用制の種類を教えてください。

**Q308** 併用制の種類を教えてください。

**Q309** 併用制の種類を教えてください。

**Q310** 併用制の種類を教えてください。

**Q311** 併用制の種類を教えてください。

**Q312** 併用制の種類を教えてください。

**Q313** 併用制の種類を教えてください。

**Q314** 併用制の種類を教えてください。

**Q315** 併用制の種類を教えてください。

**Q316** 併用制の種類を教えてください。

**Q317** 併用制の種類を教えてください。

**Q318** 併用制の種類を教えてください。

**Q319** 併用制の種類を教えてください。

**Q320** 併用制の種類を教えてください。

**Q321** 併用制の種類を教えてください。

**Q322** 併用制の種類を教えてください。

**Q323** 併用制の種類を教えてください。

**Q324** 併用制の種類を教えてください。

**Q325** 併用制の種類を教えてください。

**Q326** 併用制の種類を教えてください。

**Q327** 併用制の種類を教えてください。

**Q328** 併用制の種類を教えてください。

**Q329** 併用制の種類を教えてください。

**Q330** 併用制の種類を教えてください。

**Q331** 併用制の種類を教えてください。

**Q332** 併用制の種類を教えてください。

**Q333** 併用制の種類を教えてください。

**Q334** 併用制の種類を教えてください。

**Q335** 併用制の種類を教えてください。

**Q336** 併用制の種類を教えてください。

**Q337** 併用制の種類を教えてください。

**Q338** 併用制の種類を教えてください。

**Q339** 併用制の種類を教えてください。

**Q340** 併用制の種類を教えてください。

**Q341** 併用制の種類を教えてください。

**Q342** 併用制の種類を教えてください。

**Q343** 併用制の種類を教えてください。

**Q344** 併用制の種類を教えてください。

**Q345** 併用制の種類を教えてください。

**Q346** 併用制の種類を教えてください。

**Q347** 併用制の種類を教えてください。

**Q348** 併用制の種類を教えてください。

**Q349** 併用制の種類を教えてください。

**Q350** 併用制の種類を教えてください。

**Q351** 併用制の種類を教えてください。

**Q352** 併用制の種類を教えてください。

**Q353** 併用制の種類を教えてください。

**Q354** 併用制の種類を教えてください。

**Q355** 併用制の種類を教えてください。

**Q356** 併用制の種類を教えてください。

**Q357** 併用制の種類を教えてください。

**Q358** 併用制の種類を教えてください。

**Q359** 併用制の種類を教えてください。

**Q360** 併用制の種類を教えてください。

**Q361** 併用制の種類を教えてください。

**Q362** 併用制の種類を教えてください。

**Q363** 併用制の種類を教えてください。

**Q364** 併用制の種類を教えてください。

**Q365** 併用制の種類を教えてください。

**Q366** 併用制の種類を教えてください。

**Q367** 併用制の種類を教えてください。

**Q368** 併用制の種類を教えてください。

**Q369** 併用制の種類を教えてください。

**Q370** 併用制の種類を教えてください。

**Q371** 併用制の種類を教えてください。

**Q372** 併用制の種類を教えてください。

**Q373** 併用制の種類を教えてください。

**Q374** 併用制の種類を教えてください。

**Q375** 併用制の種類を教えてください。

**Q376** 併用制の種類を教えてください。

**Q377** 併用制の種類を教えてください。

**Q378** 併用制の種類を教えてください。

**Q379** 併用制の種類を教えてください。

**Q380** 併用制の種類を教えてください。

**Q381** 併用制の種類を教えてください。

**Q382** 併用制の種類を教えてください。

**Q383** 併用制の種類を教えてください。

**Q384** 併用制の種類を教えてください。

**Q385** 併用制の種類を教えてください。

**Q386** 併用制の種類を教えてください。

**Q387** 併用制の種類を教えてください。

**Q388** 併用制の種類を教えてください。

**Q389** 併用制の種類を教えてください。

**Q390** 併用制の種類を教えてください。

**Q391** 併用制の種類を教えてください。

**Q392** 併用制の種類を教えてください。

**Q393** 併用制の種類を教えてください。

**Q394** 併用制の種類を教えてください。

**Q395** 併用制の種類を教えてください。

**Q396** 併用制の種類を教えてください。

**Q397** 併用制の種類を教えてください。

**Q398** 併用制の種類を教えてください。

**Q399** 併用制の種類を教えてください。

**Q400** 併用制の種類を教えてください。

**Q401** 併用制の種類を教えてください。

**Q402** 併用制の種類を教えてください。

**Q403** 併用制の種類を教えてください。

**Q404** 併用制の種類を教えてください。

**Q405** 併用制の種類を教えてください。

**Q406** 併用制の種類を教えてください。

**Q407** 併用制の種類を教えてください。

**Q408** 併用制の種類を教えてください。

**Q409** 併用制の種類を教えてください。

**Q410** 併用制の種類を教えてください。

**Q411** 併用制の種類を教えてください。

**Q412** 併用制の種類を教えてください。

**Q413** 併用制の種類を教えてください。

**Q414** 併用制の種類を教えてください。

**Q415** 併用制の種類を教えてください。

**Q416** 併用制の種類を教えてください。

**Q417** 併用制の種類を教えてください。

**Q418** 併用制の種類を教えてください。

**Q419** 併用制の種類を教えてください。

**Q420** 併用制の種類を教えてください。

**Q421** 併用制の種類を教えてください。

**Q422** 併用制の種類を教えてください。

**Q423** 併用制の種類を教えてください。

**Q424** 併用制の種類を教えてください。

**Q425** 併用制の種類を教えてください。

**Q426** 併用制の種類を教えてください。

**Q427** 併用制の種類を教えてください。

**Q428** 併用制の種類を教えてください。

**Q429** 併用制の種類を教えてください。

**Q430** 併用制の種類を教えてください。

**Q431** 併用制の種類を教えてください。

**Q432** 併用制の種類を教えてください。

**Q433** 併用制の種類を教えてください。

**Q434** 併用制の種類を教えてください。

**Q435** 併用制の種類を教えてください。

**Q436** 併用制の種類を教えてください。

**Q437** 併用制の種類を教えてください。

**Q438** 併用制の種類を教えてください。

**Q439** 併用制の種類を教えてください。

**Q440** 併用制の種類を教えてください。

**Q441** 併用制の種類を教えてください。

**Q442** 併用制の種類を教えてください。

**Q443** 併用制の種類を教えてください。

**Q444** 併用制の種類を教えてください。

**Q445** 併用制の種類を教えてください。

**Q446** 併用制の種類を教えてください。

**Q447** 併用制の種類を教えてください。

**Q448** 併用制の種類を教えてください。

**Q449** 併用制の種類を教えてください。

**Q450** 併用制の種類を教えてください。

**Q451** 併用制の種類を教えてください。

**Q452** 併用制の種類を教えてください。

**Q453** 併用制の種類を教えてください。

**Q454** 併用制の種類を教えてください。

**Q455** 併用制の種類を教えてください。

**Q456** 併用制の種類を教えてください。

**Q457** 併用制の種類を教えてください。

**Q458** 併用制の種類を教えてください。

**Q459** 併用制の種類を教えてください。

**Q460** 併用制の種類を教えてください。

**Q461** 併用制の種類を教えてください。

**Q**





<p><b>Q18</b> Q14～Q17 のような現在の雇用条件についてどのように思われますか？（複数回答可）</p> <p>① 概ね問題はないと思う、これらからこの仕事を続けたい。</p> <p>② 雇用条件は良くないが、学校図書館の仕事が好きなので、これらからこの仕事を続けたい。</p> <p>③ 図書館司書、または学校図書館の仕事に就くことは夢を持っていたが、条件が悪いため、仕事を続けたくても続けられない生活が過ぎる。雇用期間満了後は自由な生活が望まず不安である。</p> <p>④ 図書館司書、または学校図書館の仕事に就くことに夢を持っていたが、条件が悪いため、仕事を続けたくても続けられない生活が過ぎる。現在、他の仕事を探しており、採用がなかったら辞めようと思っている。</p> <p>⑤ 学校図書館司書の専門性が評価されておらず、不満である。</p> <p>⑥ 雇用期間が短く、司書の入れ替えも頻繁なため、学校図書館サービスが低下する恐れがある。非正規職員であっても、継続的な能力によっては、同じ学校図書館または他校内の学校図書館で長く勤務することができれば有意義な仕事ができると思う。</p> <p>⑦ 条件は良くないが、正規職員の採用試験または教員採用試験に合格すれば解決することであり、仕方ないと思う。</p> <p>⑧ 正規職員の採用試験または教員採用試験に合格したとしても、学校図書館の司書または司書教諭として専任配置される保障がなく、学校図書館の仕事をするためには、非正規職員という雇用形態をとるしかなく、不満である。安全雇用を実現するためには、専門職制の確立が必要だと思う。</p> <p>⑨ 労働、職業選択の自由の侵害、権利侵害と思う。</p> <p>⑩ その他（空欄に具体的に記入して下さい）</p> <p><b>Q19</b> 司書教諭・司書、非正規学校司書職の雇用期間はさらに悪化することが予想されていますが、<u>改善の余地</u>はないか。この点で、非正規職員の雇用状況が現状よりも改善していませんか？</p> <p>① 何も変化はない ② 改善が良くなった（空欄に具体的に記入して下さい） ③ 分からない</p> <p>④ 悪化した（以下のD-①～⑤を複数選択可）</p> <p>① 非正規職員が減少増えた。</p> <p>② 勤務期間が短縮された。（④から1日 時間だった）</p> <p>③ 雇用期間が短縮された、更新が禁止されるようになった。</p> <p>④ 給与または手取りが減った。（④からは1月給 円だった）</p> <p>⑤ 社会保険料負担が増えた。個人負担となった。</p> <p>⑥ 生徒数の多い大規模校に非正規職員が配置されるようになった。</p> <p>⑦ その他（空欄に具体的に記入して下さい）</p> <p><b>Q20</b> 学校司書の雇用期間の変化は、その昔に、学校司書から司書教諭の肩書きが認識されているとも言われています。今後の非正規の学校図書館の職務制について、最も理想的なもの、現在の現状状況をふまえて、現実的なもの、まず導入できない、理想的なものに3点、現実的なものに2点をつけてください</p> <p>① 非正規学校司書と専任司書教諭を配置し、2つの職務の職制区分を明確にし、2人体制で学校図書館を運営する</p> <p>② 専任正規学校司書と兼任司書教諭を配置し、学校司書が学校図書館業務を主にこなし、一方で、司書教諭が司書業務を担う職制維持</p> <p>③ 現在配置されている専任正規学校司書が非正規職制一身分を取り替えて、以後は専任司書教諭の採用制度を確立する</p>	<p>④ 専任正規学校司書と兼任司書教諭や教育委員会事務局等に引き継ぎ、以後は専任司書教諭の採用制度を確立し、兼任司書教諭が1人で学校図書館を運営する</p> <p>⑤ 専任司書教諭と兼任または非正規の学校司書を配置し、2人体制で学校図書館を運営する。この場合、学校司書は、司書教諭の職の役割、図書館事務等に専念する</p> <p>⑥ 分からない ⑦ その他（空欄に具体的に記入して下さい）</p> <p><b>Q21</b> 司書教諭については、安全雇用が保障されている正規職員からの任用は可能ですが、現在のところ、専任、授業数の軽減等の保証は一切ありません。仮に学校司書という職務が廃止された場合は、現在、学校司書が担当している仕事を他の司書教諭に任せられることとなります。そうした場合について、どのように思いますか？</p> <p>① 何の問題もない、授業上の負担で学校図書館の仕事がなくなる。</p> <p>② 問題がある。授業上の兼任では学校図書館の仕事がこなすこととは不可能である。（どのような問題が生じると思いますか？、空欄に具体的に記入して下さい）</p> <p><b>Q22</b> なぜ学校司書職に働いているのですか？ 動機を教えてください。（複数回答可）</p> <p>① 図書館という空間が好きだから ② 本、読書が好きだから、本に囲まれていると幸せなので</p> <p>③ 子どもが好きだから ④ 仕事が好きだから ⑤ 通勤に便利だから</p> <p>⑥ 給与、労働時間等の条件・待遇がいから ⑦ 自由裁量の仕事なので、安心だから ⑧ なんとなく</p> <p>⑨ その他（空欄に具体的に記入して下さい）</p> <p><b>Q23</b> 現在の非正規職員の雇用期間にみる変化の背景には、単に行政改革による人員削減だけでなく、非正規の学校司書が長年積み上げてきた「専門性」が評価されていないという状況があるように思われます。非正規司書教諭職の研究協会では、今回のアンケートだけでなく、学校司書の専門性を地域社会、または自治体に評価するべく、学校司書の力をいじりました。自己評価や雇用関係、職業生活への取り組み、学校図書館経営における工夫、また以上のアンケートでは指摘できなかった雇用関係について、聞き取り調査を行いました。考えをお聞かせください。ご記入いただける方は、下欄に学校名、または連絡先をご記入いただくか、研究協会までご連絡いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="599 686 952 726"> <tr> <td>学校名</td> <td>連絡先(メール・電話番号)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>※回答者の個人情報は調査報告書の目的では一切利用いたしません。お預りした連絡先等の個人情報は、聞き取り調査終了後に適宜の方法で削除いたします。</p>	学校名	連絡先(メール・電話番号)		
学校名	連絡先(メール・電話番号)				
5 裏面あり	6 裏面あり				

## 脚 注

- 1 「読書量10年で2～3倍増/県教委が実態調査「全校一斉活動が奏功」」『琉球新報』2004.10.22
- 2 「生徒の心のオアシスに - 学校図書館はいま 活動を支える人たち」『沖縄タイムス』2005.8.23
- 3 「学校図書館はいま 活動を支える人たち」『沖縄タイムス』2005.8.16-2005.9.20
- 4 日本教職員組合が実施した2004年2月～3月の調査では、司書教諭の「持ち時間数軽減があった」という回答は、小中学校で8.0%、高校では3.9%にとどまっている。(日本教職員組合・新しい学校図書館と専任司書教諭制度研究会編『解説 - 子どもたちの「読みたい」「知りたい」に応える学校図書館を!』日本教職員組合、p28)
- 5 学校司書2名、専任大学教員3名、大学院博士後期課程(大学非常勤講師)1名から構成される。2005年7月に沖縄県図書館協会機関誌部会から独立。
- 6 『沖縄県教育年報』(平成14年版)、沖縄県教育庁企画室、2002
- 7 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」では、事務職員の定数について、学校図書館の機能の充実に資するため、学校図書館担当の事務職員の配置基準が12学級以上の全日制の課程及び定時制の課程に1人配置できるように措置されている(第12条第2号)。これに対して、小中学校の事務職員の定数については、学校図書館の重要性と事務量を考慮して、事務職員が図書館事務を分担できるように27学級以上の小学校及び21学級以上の中学校に2人を配置できるように措置されているが、専任職員の配置については明記されていない(第9条第3号)。
- 8 小中学校の学校司書配置率は、1995年の調査では小学校で19.7%、中学校で25.6%であったが、その後徐々に上昇し、2005年の調査では、小学校40.7%、中学校46.5%と、初めて小中ともに40%を超えた。高校の学校司書配置率は、1995年から2005年調査までほぼ85%前後で推移している。(「第51回読書調査報告」『学校図書館』2005.11, no.661, p42)
- 9 2005年の調査によると、小学校司書の正規職員の比率は19.6%、中学校では19.7%、高校では75.4%となっている。小学校と高校では前年調査時の正規職員率(23.3%、82.7%)から大きく減少しており(中学校は横ばい)、全国的に学校司書の非正規職員化が進んでいることが分かる。(「第51回読書調査報告」『学校図書館』2005.11, no.661, p42)
- 10 例えば、東京都内の公立小中学校では、1日8時間週5日勤務を確保している自治体はなく(=正規職員の採用はない)、小金井市では週1日5時間勤務、新宿区では週1日6時間の勤務を2004年度から廃止、最も条件がよい自治体でも、三鷹市の週6日1日5時間勤務(土曜日は4時間)となっており、正規職員配置によってフルタイムでの勤務を実現してきた沖縄県の雇用状況がいかに高水準にあるかが分かる。(「東京都内公立小中学校の図書館職員(学校司書)配置状況」『ぱちわーく』No.149, 2005.10.16, p3-5)
- 11 「図書購入費及び図書整備率の高低で4つの類型にわけると、山梨県、茨城県、沖縄県、長野県などがどちらも高い群に分類されるが、資料費も図書整備率のどちらも低い群に分類される都道府県が最多となった」(米谷優子著「学校における読書環境の現状及び今後の方向性に関する比較検討」『日本図書館情報学会、三田図書館・情報学会合同研究大会発表要綱』2005.10, p146)
- 12 2005年7月に施行された文字活字文化振興法第8条第2項には、「国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする」とあり、学校司書職の配置について法律に初めて明記されたものの、その雇用身分や配置義務は明記されていない。
- 13 沖縄県内の都市部(那覇市、浦添市)の学校事務職は2004年以降、行財政改革の影響を受け、学校事務の非正規職員への切り替えが進められていることが伝えられている。(「学校事務を効率的に/再構築検討委が報告書/市立小中学校」『沖縄タイムス』2004年4月6日朝刊、「浦添市が学校事務職引き揚げ三位一体改革で」『琉球新報』2004年10月28日朝刊)
- 14 この調査項目については『沖縄県図書館協会誌』第9号にて紹介しているが、本稿では集計期間を10月末まで延長して再集計しているため、データが異なる。

<sup>15</sup> 複式学級の学校については、日替わりで複数校を兼務する学校司書もいる。

<sup>16</sup> 例えば、東京都内の公立小中学校では、1日8時間週5日勤務を確保している自治体はなく(=正規職員の採用はない)、小金井市では週1日5時間勤務、新宿区では週1日6時間の勤務を2004年度から廃止、最も条件がよい自治体でも、三鷹市の週6日1日5時間勤務(土曜日は4時間)となっており、正規職員配置によってフルタイムでの勤務を実現してきた沖縄県の雇用状況がいかにも高水準にあるかが分かる。(「東京都内公立小中学校の図書館職員(学校司書)配置状況」『ぱちわーく』No.149, 2005.10.16, p3-5)

<sup>17</sup> 非正規職員に対して「現在の雇用条件についてどのように思いますか?」という質問を行ったところ、「図書館司書、または学校図書館の仕事に就くことに夢を持っていたが、条件が悪いため、仕事を続けたくても続けられない(生活ができない)。雇用期間終了後は違う仕事を探す予定である」という回答が23名から、「図書館司書、または学校図書館の仕事に就くことに夢を持っていたが、条件が悪いため、仕事を続けたくても続けられない。他の仕事を探しており、採用が決まったら辞めようと思っている」という回答が11名から寄せられている。

<sup>18</sup> 併設校勤務者については、併設状況の記入欄を手がかりに(未記入の場合はその他の回答内容を手がかりに)小中と高のいずれかに区別した。他の表も同様。

<sup>19</sup> アンケート調査では、正規職員に対して、近年の雇用状況の変化について質問しているが、学校司書職の廃止を前提として、「司書教諭への引継・指導を命令されている」という回答はなかった。

<sup>20</sup> 脚注8参照。

<sup>21</sup> 3名のうち2名は司書有資格者。1名は無資格者。学校図書館勤務年数は2名が10年前後、1名が30年以上。うち1名から、自由記入欄に「子どもたちの管理面、本の受け入れなどはじめは慣れるだけで大変だと思うが、本土でもやっていることだしできると思う」という意見が記されていた。

<sup>22</sup> 今回のアンケートでは、小学校、中学校の所属を区別して確認しているが、公立小中学校に勤務する学校司書の場合、人事異動により、その所属が数年単位(一般的には最長5年)で変わり、アンケート回答が小学校における経験に基づく意見なのか、または中学校での経験に基づく意見なのか、ということがはっきりしないため、小中学校はまとめて集計することとした。他の表も同様。

<sup>23</sup> 1人の回答が、複数の項目に触れているケースが多いため、項目ごとの回答数の合計と、回答者数は一致しない。グラフは複数回答があったもののみを項目化し、回答数の多い順にまとめている。

<sup>24</sup> 文末の( )内は、発言者の雇用身分と所属を表す。〈例〉正規小学校司書(正小)、正規中学校司書(正中)、非正規高校司書(非高)、正規併設学校司書 併設学校の種類が分かる場合は(正小)など、種類が分からない場合は(正併)と表記する。

<sup>25</sup> 日本教職員組合が実施した2004年2月～3月の司書教諭への調査では、「持ち時間数軽減があった」という回答は、小中学校で8.0%、高校では3.9%にとどまっている。(日本教職員組合・新しい学校図書館と専任司書教諭制度研究会編、前掲書、p28)

<sup>26</sup> 「学校司書を正職員に 守る会県議会に署名提出」『秋田魁新報』2005年12月3日

<sup>27</sup> 選択肢は以下の通り。 専任正規学校司書と専任司書教諭を配置し、2つの職務の職域区分を明確にし、2人体制で学校図書館を運営、 専任正規学校司書と兼任司書教諭を配置し、学校司書が学校図書館業務を主にこなし、一方で、司書教諭の代理を務める(現状維持)、 現在配置されている専任正規学校司書を専任司書教諭へ身分を切り替え、以後は専任司書教諭の採用制度を確立、 専任正規学校司書を公共図書館や教育委員会事務等に引き揚げ、以後は専任司書教諭の採用制度を確立し、専任司書教諭が1人で学校図書館を運営、 専任司書教諭と兼任または非正規の学校司書を配置し、2人体制で学校図書館を運営する。この場合、学校司書は、司書教諭の補佐的役割や事務に専念する

<sup>28</sup> なお、アンケートでは、この他に、「現在の財政状況等をふまえて、現実的なものを1つ選んでください」という質問も行っているが、質問の意図が伝わらなかったのか、無回答が非常に多かったため、ここでは理想的なもののみ分析することとする。

<sup>29</sup> 複数の選択肢に をつける回答者が非常に多かったため、ここでは全てカウントした。よって、合計数は回答者総数に一致していない。

<sup>30</sup> 日本教職員組合・新しい学校図書館と専任司書教諭制度研究会編、前掲書、p22 学校図書館協議会は、学校図書館法の改正運動において「法改正3原則(1.学校図書館の任務の現代化 2.司書教諭の必置 3.学校司書の法制化)」を挙げ、現在もWeb上で学校司書の法制化を求めている。(http://www.

sla.gr.jp/katsudo/jyu1.html, 2005.12.20確認)

<sup>31</sup> 伊沢ユキエほか編『学校図書館を育てる - 各地で広がる「小・中学校図書館に人を！」の運動の輪』(みんなの図書館双書9), 教育史料出版会, 1994, p42

<sup>32</sup> 資格取得状況、所属学校無回答者を除き、表4の と の選択者を対象として集計した。

<sup>33</sup> 文部科学省作成「栄養教諭免許制度の概要」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/eiyou/04111101/005.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/005.htm), 2005.12.22確認

<sup>34</sup> 日本教職員組合が編集する『解説 - 子どもたちの「読みたい」「知りたい」に応える学校図書館を!』には、「多様な雇用形態や採用要検討が異なる個々の事例を整理し、個別の採用形態に合った移行措置を設定し、移行を希望するすべての学校司書が専任司書教諭に移行できることが必要」と記されている(日本教職員組合・新しい学校図書館と専任司書教諭制度研究会編, p43 - 44)。

<sup>35</sup> 今回のアンケート調査結果については、2005年12月24日に開催された「西日本図書館学担当大学教員連絡協議会第12回総会・研究発表会」において概要の報告を行っている。研究発表会には沖縄県内の学校司書も30名程度参加しており、発表会後に、調査結果の分析方法についてアドバイスを頂いた。

<sup>36</sup> 小中学校に勤務する回答者の所属自治体数は合計38自治体、そのうち5自治体に県費司書が配属されている(2006年1月現在)。

<sup>37</sup> ~ の選択肢の未選択者と勤務地無回答者を除く。複数の項目を選択した回答については、全てをカウントして集計。地域別の回答者数が多い順に配列。表6では、5名以上の勤務者がいる地域のみを掲載している。地域名のアルファベットには特に意味はない。